

長野県収入証紙規則

昭和 39 年 3 月 30 日
規則第 62 号

改正	昭和 39 年 4 月 30 日規則第 69 号	昭和 39 年 12 月 28 日規則第 100 号
	昭和 40 年 3 月 29 日規則第 11 号	昭和 40 年 3 月 31 日規則第 17 号
	昭和 40 年 3 月 31 日規則第 22 号	昭和 40 年 7 月 29 日規則第 42 号
	昭和 41 年 3 月 28 日規則第 9 号	昭和 41 年 6 月 20 日規則第 40 号
	昭和 41 年 9 月 29 日規則第 55 号	昭和 42 年 1 月 30 日規則第 2 号
	昭和 42 年 6 月 5 日規則第 26 号	昭和 42 年 7 月 10 日規則第 37 号
	昭和 42 年 7 月 10 日規則第 38 号	昭和 42 年 8 月 7 日規則第 44 号
	昭和 42 年 11 月 1 日規則第 56 号	昭和 43 年 5 月 2 日規則第 28 号
	昭和 43 年 7 月 25 日規則第 38 号	昭和 43 年 10 月 7 日規則第 52 号
	昭和 44 年 3 月 31 日規則第 15 号	昭和 44 年 9 月 11 日規則第 44 号
	昭和 44 年 11 月 13 日規則第 62 号	昭和 45 年 1 月 29 日規則第 4 号
	昭和 45 年 3 月 28 日規則第 19 号	昭和 45 年 10 月 5 日規則第 59 号
	昭和 45 年 11 月 24 日規則第 68 号	昭和 46 年 1 月 7 日規則第 1 号
	昭和 46 年 1 月 28 日規則第 7 号	昭和 46 年 4 月 19 日規則第 35 号
	昭和 46 年 10 月 14 日規則第 69 号	昭和 47 年 1 月 10 日規則第 1 号
	昭和 47 年 3 月 30 日規則第 15 号	昭和 47 年 7 月 27 日規則第 37 号
	昭和 47 年 10 月 9 日規則第 47 号	昭和 48 年 3 月 30 日規則第 7 号
	昭和 48 年 5 月 21 日規則第 23 号	昭和 49 年 3 月 27 日規則第 15 号
	昭和 49 年 4 月 1 日規則第 22 号	昭和 50 年 4 月 21 日規則第 17 号
	昭和 50 年 8 月 11 日規則第 34 号	昭和 51 年 3 月 29 日規則第 24 号
	昭和 51 年 7 月 29 日規則第 33 号	昭和 52 年 3 月 9 日規則第 4 号
	昭和 52 年 3 月 28 日規則第 19 号	昭和 53 年 3 月 30 日規則第 13 号
	昭和 53 年 3 月 31 日規則第 14 号	昭和 53 年 9 月 28 日規則第 29 号
	昭和 53 年 10 月 26 日規則第 35 号	昭和 55 年 3 月 31 日規則第 15 号
	昭和 56 年 4 月 23 日規則第 21 号	昭和 56 年 5 月 18 日規則第 25 号
	昭和 57 年 3 月 29 日規則第 11 号	昭和 57 年 10 月 1 日規則第 38 号
	昭和 58 年 3 月 17 日規則第 13 号	昭和 58 年 10 月 24 日規則第 39 号
	昭和 58 年 12 月 26 日規則第 43 号	昭和 59 年 6 月 28 日規則第 26 号
	昭和 59 年 9 月 27 日規則第 46 号	昭和 60 年 2 月 12 日規則第 1 号

昭和 60 年 3 月 28 日規則第 9 号
昭和 61 年 3 月 24 日規則第 5 号
昭和 62 年 3 月 23 日規則第 9 号
昭和 62 年 10 月 29 日規則第 33 号
平成元年 3 月 27 日規則第 14 号
平成元年 5 月 29 日規則第 27 号
平成 2 年 8 月 23 日規則第 25 号
平成 3 年 6 月 6 日規則第 13 号
平成 4 年 12 月 21 日規則第 50 号
平成 5 年 10 月 18 日規則第 30 号
平成 6 年 3 月 28 日規則第 9 号
平成 6 年 12 月 15 日規則第 49 号
平成 7 年 3 月 27 日規則第 11 号
平成 7 年 10 月 12 日規則第 36 号
平成 8 年 3 月 25 日規則第 10 号
平成 10 年 7 月 6 日規則第 29 号
平成 11 年 8 月 19 日規則第 45 号
平成 13 年 3 月 29 日規則第 23 号
平成 15 年 3 月 31 日規則第 34 号
平成 16 年 3 月 29 日規則第 16 号
平成 17 年 3 月 28 日規則第 31 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 32 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 11 号
平成 21 年 3 月 30 日規則第 20 号
平成 23 年 10 月 24 日規則第 28 号
平成 24 年 3 月 29 日規則第 18 号
平成 26 年 3 月 31 日規則第 13 号
平成 27 年 9 月 28 日規則第 48 号
平成 29 年 3 月 2 日規則第 3 号
平成 30 年 3 月 29 日規則第 14 号
令和 3 年 3 月 25 日規則第 24 号

昭和 60 年 9 月 30 日規則第 33 号
昭和 62 年 2 月 12 日規則第 3 号
昭和 62 年 9 月 28 日規則第 27 号
昭和 63 年 9 月 19 日規則第 39 号
平成元年 3 月 30 日規則第 18 号
平成 2 年 3 月 26 日規則第 4 号
平成 2 年 12 月 20 日規則第 40 号
平成 4 年 3 月 31 日規則第 30 号
平成 5 年 3 月 31 日規則第 17 号
平成 5 年 10 月 29 日規則第 33 号
平成 6 年 10 月 17 日規則第 42 号
平成 6 年 12 月 22 日規則第 51 号
平成 7 年 3 月 30 日規則第 19 号
平成 7 年 10 月 31 日規則第 39 号
平成 9 年 3 月 31 日規則第 25 号
平成 11 年 3 月 31 日規則第 37 号
平成 12 年 3 月 30 日規則第 32 号
平成 14 年 3 月 28 日規則第 25 号
平成 15 年 11 月 27 日規則第 60 号
平成 16 年 3 月 31 日規則第 21 号
平成 18 年 3 月 30 日規則第 29 号
平成 18 年 10 月 31 日規則第 54 号
平成 20 年 12 月 26 日規則第 52 号
平成 22 年 11 月 1 日規則第 36 号
平成 24 年 3 月 26 日規則第 13 号
平成 25 年 1 月 17 日規則第 2 号
平成 27 年 3 月 26 日規則第 12 号
平成 28 年 3 月 24 日規則第 14 号
平成 29 年 8 月 24 日規則第 35 号
平成 31 年 4 月 8 日規則第 39 号

長野県収入証紙規則をここに公布する。
長野県収入証紙規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(証紙により徴収する使用料及び手数料の種類等)

第2条 条例第2条本文に規定する知事が定める使用料及び手数料の種類は、別表のとおりとする。

2 条例第2条ただし書に規定する知事が定める使用料等は、別表の2の(1)に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例（昭和32年長野県条例第24号）別表の2に掲げる手数料に限る。）及び別表の2の(3)に掲げる手数料とする。

3 条例第2条ただし書に規定する知事が適当と認める場合は、前項に定める手数料について、当該手数料の納入義務者から現金を直接収納する場合とする。

一部改正〔平成16年規則16号〕

(証紙の形式)

第3条 条例第3条の規定による長野県収入証紙（以下「証紙」という。）の形式は、様式第1号のとおりとする。

一部改正〔昭和41年規則9号・平成2年40号〕

(証紙の消印)

第4条 条例第5条の規定による消印は、条例第4条に規定する書類を受理する権限のある職員又はその指定する職員が使用料及び手数料（長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）第9条第1項第10号から第29号まで及び第10条に規定する手数料（以下この条において「運転免許等の手数料」という。）に係るものを除く。）に係る証紙にあつては認印で、県税に係る証紙及び運転免許等の手数料に係る証紙にあつては別に定める専用の公印とするものとする。

一部改正〔昭和41年規則9号・55号・平成12年32号・14年25号・18年54号・24年13号〕

(記録及び収入状況報告)

第5条 証紙を消印した職員は、その都度、これを記録しておかなければならない。

2 現地機関及び教育機関並びに警察署（以下「現地機関等」という。）の長は、証紙をもつて徴収する使用料及び手数料並びに狩猟税の収入状況を、前項の規定による記録に基づいて、使用料及び手数料にあつては毎年度を4期に区分し、每期分を毎期末の月の翌月7日、狩猟税にあつては毎月分をその月の翌月7日までに現地機関等の事務を主管する本庁の課（財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第2条第3号に規定する課をいう。以下同じ。）の長に、証紙による収入状況報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

3 課の長は、前項に規定する収入状況の報告を取りまとめて、毎期末又は毎月末の翌月10日までに、及びその所管に属する証紙による収入状況を取りまとめて、毎期末の翌月10日までに、会計課長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則9号・42年2号・43年38号・52号・55年15号・57年38号・平成2年40号・11年37号・14年25号・15年34号・16年21号・18年32号・54号〕
(証紙の交換)

第5条の2 条例第14条第1項の規定による場合を除き、証紙を他の証紙と交換しようとする者は、会計センター所長又は会計センター分室長に申し出なければならない。
追加〔平成12年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則32号〕
(証紙の返還等)

第5条の3 条例第14条第2項の規定による場合を除き、証紙を県に返還して現金の還付を受けようとする者は、証紙代金還付申請書(様式第2号の2)により会計センター所長又は会計センター分室長に申請しなければならない。

2 前項の場合における還付額は、当該証紙の価額とする。
追加〔平成12年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則32号〕
(売りさばき人の指定申請)

第6条 条例第9条第2項の規定による申請は、長野県収入証紙売りさばき人指定申請書(様式第3号)によりしなければならない。
(売りさばき所の標札)

第7条 条例第10条に規定する標札は、様式第4号のとおりとする。
(売りさばき人の証紙の買受け)

第8条 条例第11条の規定により売りさばき人が証紙を買い受けようとするときは、収入証紙売渡請求書(様式第5号)に代金を添えて、長野県の指定金融機関(以下「指定金融機関」という。)に提出しなければならない。
(売りさばき手数料)

第9条 売りさばき人には、証紙売りさばき手数料を、証紙を売り渡すときに、交付する。
2 前項に規定する売りさばき手数料の額は、証紙の価額に100分の3.3を乗じて得た金額に相当する額とする。
全部改正〔昭和43年規則38号〕、一部改正〔平成2年規則40号・14年25号・26年13号・31年39号〕

(売りさばき人の印鑑の届出)

第10条 売りさばき人は、あらかじめ、証紙を買い受けようとする指定金融機関に、買い受けの際使用する印鑑を届け出しておかななければならない。
(売りさばき人の買い受けた証紙の交換)

第11条 条例第14条第1項の規定による申請は、証紙交換申請書(様式第6号)に、交換を受けようとする証紙を添えてしなければならない。
2 会計センター所長及び会計センター分室長は、前項に規定する申請書を受理した場合において、他の証紙と交換すべき理由があると認めるときは、交換を受けようとする証紙と同額の証紙を、指定金融機関をして交付させるものとする。

一部改正〔昭和 43 年規則 38 号・平成 12 年 32 号・18 年 32 号〕

(売りさばき人の買い受けた証紙の返還等)

第 12 条 条例第 14 条第 2 項の規定により証紙を県に返還して現金の還付を受けようとする者は、残存証紙買戻し申請書(様式第 7 号)により申請しなければならない。

2 会計センター所長及び会計センター分室長は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該証紙の価額から、第 9 条第 2 項に規定する手数料の額に相当する額を控除した額を、指定金融機関をして支払わせるものとする。

一部改正〔昭和 41 年規則 9 号・43 年 38 号・平成 12 年 32 号・18 年 32 号〕

(売りさばき人の氏名等の変更届出)

第 13 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、氏名(名称・住所・売りさばき場所)変更届書(様式第 8 号)によりしなければならない。

一部改正〔昭和 41 年規則 9 号・平成 6 年 9 号〕

(振替え)

第 14 条 会計管理者は、指定金融機関から証紙の売りさばき状況の報告を受けたときは、売りさばき手数料として繰替払をした金額を、歳出から証紙収入へ振り替えなければならない。

一部改正〔平成 6 年規則 9 号・19 年 11 号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県収入証紙に関する規則の廃止)

2 長野県収入証紙に関する規則(昭和 27 年長野県規則第 7 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過処置)

3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

4 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

(長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する手数料の取扱い)

5 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成 18 年長野県条例第 17 号)附則第 2 項に規定する手数料は、条例第 2 条本文に規定する知事が定める手数料とする。

追加〔平成 18 年規則 29 号〕

附 則(昭和 39 年 4 月 30 日規則第 69 号)

この規則は、昭和 39 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 39 年 12 月 28 日規則第 100 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 40 年 3 月 29 日規則第 11 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 3 月 31 日規則第 17 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 7 月 29 日規則第 42 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 40 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 3 月 28 日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

（経過処置）

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の長野県収入証紙規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて調整された用紙は、当分の間使用することができる。

（財務規則の一部改正）

- 4 財務規則（昭和 39 年長野県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和 41 年 6 月 20 日規則第 40 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 41 年 9 月 29 日規則第 55 号）

この規則は、昭和 41 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 1 月 30 日規則第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 6 月 5 日規則第 26 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 42 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 7 月 10 日規則第 37 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 7 月 10 日規則第 38 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 8 月 7 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 11 月 1 日規則第 56 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 42 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 5 月 2 日規則第 28 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 43 年 7 月 25 日規則第 38 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 43 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この規則による改正後の長野県収入証紙規則（以下「改正後の規則」という。）第 9 条第 2 項の規定の適用については、昭和 43 年度に限り、同項中「4 月 1 日以降」とあるのは「8 月 1 日以降」と読み替えるものとする。

3 昭和 43 年 8 月 1 日前に買受けた長野県収入証紙を県に返還して受ける現金の還付については、なお従前の例による。

4 昭和 43 年 8 月 1 日前に、この規則による改正前の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

（財務規則の一部改正）

5 財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和 43 年 10 月 7 日規則第 52 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 31 日規則第 15 号）

この規則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。ただし、長野県信濃美術館条例に基づく使用料及び長野県豆腐製造衛生師登録条例に基づく手数料に係る改正規定は、昭和 44 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 9 月 11 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 11 月 13 日規則第 62 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 1 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 3 月 28 日規則第 19 号）

この規則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 10 月 5 日規則第 59 号）

この規則は、昭和 45 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 11 月 24 日規則第 68 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 1 月 7 日規則第 1 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 46 年 2 月 1 日から施行する。ただし、（中略）附則第 3 項中生産事業者講習手数料に係る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 1 月 28 日規則第 7 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 4 月 19 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 10 月 14 日規則第 69 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 1 月 10 日規則第 1 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 3 月 30 日規則第 15 号）

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 7 月 27 日規則第 37 号）

この規則は、昭和 47 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 10 月 9 日規則第 47 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 30 日規則第 7 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 5 月 21 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 3 月 27 日規則第 15 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日規則第 22 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 4 月 21 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 8 月 11 日規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 29 日規則第 24 号）

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 7 月 29 日規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 9 日規則第 4 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 52 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 28 日規則第 19 号）

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 30 日規則第 13 号）

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 31 日規則第 14 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 9 月 28 日規則第 29 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 10 月 26 日規則第 35 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日規則第 15 号）

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 4 月 23 日規則第 21 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 56 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 5 月 18 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 29 日規則第 11 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 10 月 1 日規則第 38 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和 58 年 3 月 17 日規則第 13 号）

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 10 月 24 日規則第 39 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 58 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 12 月 26 日規則第 43 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 6 月 28 日規則第 26 号）

この規則は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 9 月 27 日規則第 46 号）

この規則は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表の第 1 の改正規定は、昭和 59 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 2 月 12 日規則第 1 号）

この規則は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 28 日規則第 9 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 9 月 30 日規則第 33 号抄）

（施行期日）

この規則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 24 日規則第 5 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 2 月 12 日規則第 3 号）

この規則は、昭和 62 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 23 日規則第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（昭和 62 年 9 月 28 日規則第 27 号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。
附 則（昭和 62 年 10 月 29 日規則第 33 号）
この規則は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。
附 則（昭和 63 年 9 月 19 日規則第 39 号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年 3 月 27 日規則第 14 号）
この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成元年 3 月 30 日規則第 18 号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成元年 5 月 29 日規則第 27 号）
この規則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。
附 則（平成 2 年 3 月 26 日規則第 4 号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成 2 年 5 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は公布の日から施行する。
附 則（平成 2 年 8 月 23 日規則第 25 号）
この規則は、平成 2 年 8 月 25 日から施行する。
附 則（平成 2 年 12 月 20 日規則第 40 号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
（経過処置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
附 則（平成 3 年 6 月 6 日規則第 13 号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）
附 則（平成 4 年 3 月 31 日規則第 30 号）
この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 4 年 12 月 21 日規則第 50 号）
この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 10 月 18 日規則第 30 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 10 月 29 日規則第 33 号）

この規則は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 28 日規則第 9 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 17 日規則第 42 号抄）

（施行期日）

1 （前略）附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 15 日規則第 49 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、（中略）平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 22 日規則第 51 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 7 年 3 月 27 日規則第 11 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日規則第 19 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 12 日規則第 36 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 10 月 18 日から施行する。

（経過処置）

2 第 2 条の規定による改正前の長野県警察関係手数料徴収等に関する規則第 2 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる者であって、この規則の施行の際現に当該各号に規定する許可証の交付、書換え又は再交付に係る申請を行っているものに係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 10 月 31 日規則第 39 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 25 日規則第 10 号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第25号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年7月6日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第37号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年8月19日規則第45号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日規則第32号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日規則第23号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。ただし、別表の2の(10)の改正規定は平成13年4月1日から、同2の(8)の改正規定は平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に売りさばき人が買い受けた証紙の返還に係る還付については、平成19年3月31日までの間においては、この規則による改正後の長野県収入証紙規則第12条第2項中「第9条第2項」とあるのは、「長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(平成14年長野県規則第25号)による改正前の長野県収入証紙規則第9条第2項」とする。

附 則 (平成15年3月31日規則第34号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成15年11月27日規則第60号)

この規則は、平成15年11月29日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日規則第16号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、様式第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第21号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年3月28日規則第31号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日規則第 29 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 32 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 10 月 31 日規則第 54 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 11 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 26 日規則第 52 号）

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 20 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 1 日規則第 36 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の長野県収入証紙規則様式第 1 号の規定による長野県収入証紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 23 年 10 月 24 日規則第 28 号）

この規則は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日規則第 13 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日規則第 18 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 17 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日規則第 12 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 28 日規則第 48 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 28 年 3 月 24 日規則第 14 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 2 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 8 月 24 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日規則第 14 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 8 日規則第 39 号)

この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 25 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(別表) (第 2 条関係)

1 使用料

長野県高等学校授業料等徴収条例 (昭和 52 年長野県条例第 20 号) に基づく受講料

2 手数料

(1) 長野県証明事務手数料徴収条例に基づく手数料

(2) 長野県手数料徴収条例 (平成 12 年長野県条例第 2 号) に基づく手数料 (同条例別表第 1 の 2 の 2、同表の 3 の 3 及び同表の 5 の (2) から (4) までに規定する手数料、同表の 44 に規定する手数料 (同 44 の備考の 5 の規定により旅費及び運搬経費に相当する額として加えるものに限る。) 並びに同表の 62 の (3) から (5) まで及び同表の 74 の 2 に規定する手数料を除く。)

(3) 長野県県税条例 (昭和 25 年長野県条例第 41 号) に基づく納税証明書の交付手数料

(4) 長野県福祉大学校条例 (平成 6 年長野県条例第 28 号) に基づく入学料及び入学審査料

(5) 技術専門校条例 (昭和 39 年長野県条例第 31 号) に基づく入校料及び入校審査料

(6) 工科短期大学校条例 (平成 6 年長野県条例第 36 号) に基づく入学審査料

(7) 長野県看護大学条例 (平成 6 年長野県条例第 40 号) に基づく入学料

(8) 長野県須坂看護専門学校条例 (昭和 39 年長野県条例第 37 号) に基づく入学料及び受験料

(9) 長野県公衆衛生専門学校条例 (昭和 40 年長野県条例第 12 号) に基づく入学料及び受験料

(10) 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例 (昭和 23 年長野県条例第 76 号) に基づく手数料

(11) 食品衛生に関する条例 (昭和 25 年長野県条例第 55 号) に基づく手数料

- (12) 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和 60 年長野県条例第 29 号）に基づく手数料
- (13) 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例（昭和 58 年長野県条例第 12 号）に基づく手数料
- (14) 信州登山案内人条例（平成 24 年長野県条例第 25 号）に基づく手数料
- (15) 長野県農業大学校条例（昭和 50 年長野県条例第 42 号）に基づく入学料及び受験料
- (16) 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例（昭和 30 年長野県条例第 21 号）に基づく手数料
- (17) 長野県飼料検定手数料徴収条例（昭和 51 年長野県条例第 16 号）に基づく手数料
- (18) 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和 27 年長野県条例第 97 号）に基づく手数料
- (19) 長野県林業大学校条例（昭和 53 年長野県条例第 27 号）に基づく入学料及び受験料
- (20) 屋外広告物条例（平成 5 年長野県条例第 23 号）に基づく手数料
- (21) 長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和 52 年長野県条例第 20 号）に基づく入学料及び入学審査料
- (22) 長野県立中学校条例（平成 23 年長野県条例第 17 号）に基づく入学審査料
- (23) 長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例（昭和 25 年長野県条例第 19 号）に基づく受講料
- (24) 長野県警察関係許可等手数料徴収条例に基づく手数料（同条例第 9 条第 1 項第 1 号に規定する手数料を除く。）

全部改正〔平成 12 年規則 32 号〕、一部改正〔平成 13 年規則 23 号・40 号・14 年 25 号・15 年 34 号・60 号・16 年 16 号・17 年 31 号・18 年 29 号・20 年 52 号・21 年 20 号・23 年 28 号・24 年 18 号・25 年 2 号・27 年 12 号・48 号・28 年 14 号・29 年 3 号・35 号・30 年 14 号〕

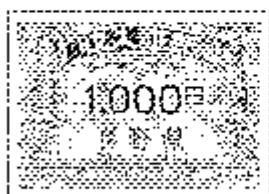
(様式第1号) (第3条関係)

(1円証紙、5円証紙、10円証紙、20円証紙、50円証紙、100円証紙、200円証紙、300円証紙、400円証紙、500円証紙)



寸法	縦	2.55センチメートル
	横	3.60センチメートル
刷色	1円	にぶ赤紫
	5円	灰味紫
	10円	にぶ青紫
	20円	にぶ青
	50円	にぶ緑
	100円	灰味オリーブ
	200円	暗い黄味茶
	300円	灰味赤茶
	400円	明るい茶
500円	黄茶	

(1,000円証紙、2,000円証紙、5,000円証紙、1万円証紙、5万円証紙)



寸法	縦	2.55センチメートル
	横	3.60センチメートル
刷色	1,000円	紅
	2,000円	紫
	5,000円	黄緑
	10,000円	うぐいす
	50,000円	青紫

全部改正 [平成22年規則36号]

(様式第2号) (第5条関係)

年 月 日						
様						
現地機関等の長 印 (課 の 長)						
証紙による収入状況報告書						
長野県収入証紙規則第5条の規定により、次のとおり報告します。						
証紙による 収入の種類	前期までの 収入額 (7)	今 期 収 入 額			収入額累計 (7)+(4)	備 考
		件 数	単 価	収入額 (4)		
	円		円	円	円	

- (備考) 1 「前期までの収入額」に誤りがあつたことを発見した場合には、その理由を付し、次期報告書においてこれを訂正すること。
- 2 4月から6月までを1期と、7月から9月までを2期と、10月から12月までを3期と、1月から3月までを4期として報告すること。
- 3 収入額の属する期別区分は、長野県収入証紙規則第4条の規定による消印期日によるものとする。
- 4 この様式により難いものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

全部改正 [平成14年規則25号]、一部改正 [平成18年規則32号・54号]

(様式第2号の2) (第5条の3関係)

証紙代金還付申請書				
			年 月 日	
会計センター所長 殿				
(会計センター分室長)				
		申請者 住 所		
		氏 名		
		〔法人にあつては主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
下記のとおり収入証紙を返還したいから、受領の上現金を還付してください。				
記				
1 返還する理由等				
(1) 証紙を購入した時期				
(2) 購入した売りさばき人名				
(3) 購入した目的				
(4) 証紙が不要となつた理由				
2 返還しようとする証紙及び還付請求額				
種 類	枚 数	金 額		
		円		
計 (還付請求額)				
3 口座振替を希望する場合の金融機関				
金融機関名	本・支店 (所) 名	預金種目	口座番号	口座名義人

追加 [平成12年規則32号]、一部改正 [平成18年規則32号・令和3年24号]

(様式第3号) (第6条関係)

長野県収入証紙売りさばき人指定申請書		年 月 日
長野県知事	殿	
	申請者	住所
		氏名
長野県収入証紙売りさばき人に指定してください。		
記		
1	売りさばきの場所	
2	1月における証紙の売りさばき予定額	
3	収入証紙の買受けに使用する資金額	

一部改正 [平成2年規則40号・6年9号・12年32号・18年32号・令和3年24号]
(様式第4号) (第7条関係)

	年 月 日指定
長野県収入証紙売りさばき所	
	住所
	氏名(名称)

(備考)

寸法

縦 25センチメートル

横 40センチメートル

一部改正 [平成2年規則40号・6年9号]

(様式第5号) (第8条関係)

(第1片)

収入証紙売渡請求書 (収入証紙代金納付書)		年 月 日
請求人 (納人) 住 所 氏 名		㊦
長野県指定金融機関 八十二銀行 支店御中		内訳書
収入証紙代金	円	種類
証紙売りさばき手数料	円	枚数
差 引 額	円	額面金額
上記のとおり代金を納入しますから、内訳書のとおり収入証紙を売り渡してください。		
		合 計

(第2片)

領 収 書	
納 人	様
年度 一 般 会 計	県 歳 入
収 入 証 紙 代 金	円
証紙売りさばき手数料	円
差 引 額	円

収入証紙代金として上記の金額を領収しました。

指定金融機関 領収日付印

全部改正〔平成11年規則45号〕、一部改正〔平成14年規則25号・16年16号〕

(様式第6号) (第11条関係)

証 紙 交 換 申 請 書

年 月 日

会計センター所長 殿
(会計センター分室長)

売りさばき人 住 所
氏 名

下記のとおり収入証紙を交換してください。

記

- 1 理 由
- 2 交換証紙

返還しようとする証紙			交付を受けようとする証紙		
種 類	枚 数	金 額	種 類	枚 数	金 額
		円			円
計			計		

全部改正〔昭和43年規則38号〕、一部改正〔平成2年規則40号・6年9号・18年32号・令和3年24号〕

(様式第7号) (第12条関係)

残存証紙買戻し申請書			
			年 月 日
会計センター所長 殿 (会計センター分室長)			
		住 所 氏 名	
下記の収入証紙を返還したいから買い戻してください。			
記			
1 理 由			
2 残存証紙			
種 類	枚 数	額 面 金 額	買 い 受 け た 金 額
		円	円
計			

一部改正 [昭和41年規則9号・平成2年40号・6年9号・18年32号・令和3年24号]

(様式第8号) (第13条関係)

氏名(名称・住所・売りさばき場所)変更届書

年 月 日

長野県知事 殿

売りさばき人 住 所

氏 名

下記のとおり、氏名(名称・住所又は売りさばき場所)を変更しました。

記

- 1 変更年月日
- 2 新氏名(新名称・新住所又は新売りさばき場所)
- 3 旧氏名(旧名称・旧住所又は旧売りさばき場所)
- 4 変更理由

一部改正 [昭和41年規則9号・平成2年40号・5年17号・6年9号・18年32号]